

平成29年度当初予算における
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平性確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の新設及び改定を行う。

■新設 2件

名 称	主 な 内 容
短期リハビリ型 通所サービス利用料	短期リハビリ型通所サービス事業の開始に伴い、利用料を新設 サービス利用料 200円/回 [要綱施行期日：H29.7.1]
消防関係手数料	火薬類製造許可等の権限が、県から移譲されることに伴い、手数料を新設 煙火消費許可 7,900円 他 [条例施行期日：H29.4.1]

■改定 4件

名 称	主 な 内 容																																																		
国民健康保険料	<p>保険給付費等の増加に対応するとともに、実質収支比率の改善を図るため、保険料を改定</p> <p>平均改定率 4.4%</p> <p>1 保険料率（年額） (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割</th> <th colspan="2">被保険者均等割</th> <th colspan="2">世帯別平等割</th> <th colspan="2">年間上限額</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>8.49%</td> <td>8.93%</td> <td>24,720</td> <td>26,040</td> <td>33,960</td> <td>34,320</td> <td>730,000</td> <td>730,000</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.22%</td> <td>2.25%</td> <td>9,840</td> <td>10,320</td> <td>7,440</td> <td>8,160</td> <td>160,000</td> <td>160,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。 ア 世帯の総所得 × 所得割(%) イ 被保険者均等割(1人当たり定額) × 被保険者数 ウ 世帯別平等割(1世帯当たり定額)</p> <p>2 一人当たり保険料（年額） (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>88,311</td> <td>92,307</td> <td>3,996</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>29,639</td> <td>30,722</td> <td>1,083</td> <td>3.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>[告示日：H29.4.1]</p>	区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		年間上限額		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	8.49%	8.93%	24,720	26,040	33,960	34,320	730,000	730,000	介護分	2.22%	2.25%	9,840	10,320	7,440	8,160	160,000	160,000	区分	改定前	改定後	改定幅	改定率	医療・支援金分	88,311	92,307	3,996	4.5%	介護分	29,639	30,722	1,083	3.7%
区分	所得割		被保険者均等割		世帯別平等割		年間上限額																																												
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																											
医療・支援金分	8.49%	8.93%	24,720	26,040	33,960	34,320	730,000	730,000																																											
介護分	2.22%	2.25%	9,840	10,320	7,440	8,160	160,000	160,000																																											
区分	改定前	改定後	改定幅	改定率																																															
医療・支援金分	88,311	92,307	3,996	4.5%																																															
介護分	29,639	30,722	1,083	3.7%																																															

名 称	主 な 内 容
公立保育所等使用料	<p>国の制度改正に合わせ、所得が一定水準未満の世帯に対する保育料軽減を強化するため、保育料を改定</p> <p>【対象】 市民税所得割課税額77,101円未満の世帯</p> <p>【内容】 教育認定保育料</p> <p>ひとり親世帯の場合 2,590円～ 5,470円 → 920円</p> <p>その他世帯の場合 6,000円～13,980円 → 5,000円～11,980円</p> <p>保育認定保育料</p> <p>ひとり親世帯の場合 6,280円～13,320円 → 6,000円～9,000円</p> <p>[規則施行期日：H29.4.1]</p>
市営住宅駐車場使用料	<p>桜木町団地建替に伴い、新たに駐車場を整備するため、駐車場使用料を新設</p> <p>駐車場使用料 4,090円／月</p> <p>[規則施行期日：H29.3.15]</p>
建築関係手数料	<p>関係法令等の施行等に伴い、建築物のエネルギー消費性能基準への適合判定等に係る手数料を新設</p> <p>例) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p> <p>延床面積 2,000㎡以上5,000㎡未満の場合</p> <p>一般的事務所、飲食店など 231,500円</p> <p>工場、倉庫など 78,700円 他</p> <p>[条例施行期日：H29.4.1]</p>